提案基準１６　　既存工場の量的拡大による敷地増について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域において現に操業している工場の事業活動の効率化に際し、量的拡大を伴う開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむを得ないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

1　この基準の適用をうけるものは、申請日の１０年以前から、当該区域において現に操業している工場に限るものとし、次の各号のいずれにも該当するものであること。

(1) 原料、生産品目等具体的な事業活動に着目し、事業の効率化を図る上で量的拡大が必要と認められるものであること。

(2) 周辺の生活環境の保全上支障がないものまたは公害関係諸法令に照らし、関係機関が支障ないと認めたものであること。

(3) 当該区域の雇用促進等、地域の振興に寄与すると認められるものであること。

(4) 同一経営者であって、同一業種であること。

（立　地）

2　市の土地利用計画と調整がとれた場所であること。

3　増加敷地は、既存工場に原則として隣接していること。

（規　模）

4　増加敷地は、原則として４，０００平方メートル以内とする。

（附　則）

この基準は、平成１３年４月２６日から施行する。

（付　記）

上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積の増加部分が３，０００平方メートル未満のものについては、「事後報告基準１６」として取扱う。

（附　則）

この基準は、平成１３年４月２６日から施行する。

（必要書類）

1　申請理由書（申請者の住所、氏名を記入し押印したもので、事業の効率化を図る上で量的拡大を必要とする理由を具体的に記述すること。）

2　申請工場等に関する調書（事業概要等詳細に記述すること。）

3　地元自治会長等との協議書

4　公害関係諸法令の届出に係る受理書

5　関係機関の協議書

6　申請地の登記簿謄本又は登記事項証明書並びに既存工場の建物の登記簿謄本又は登記事項証明

書

7　法人等の登記簿謄本又は登記事項証明

8　資金計画に関する書類

9　位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）

10　既存工場の図面（配置図、平面図等）

11　土地利用計画図および建物配置図

12　建築図面（平面図、立面図等）

13　その他市長が必要と認める書類